

I－5 令和6年度原子力防災訓練実施要領

1 目的

福島第一原子力発電所事故を教訓に見直された国の原子力災害対策指針等を踏まえ、県、薩摩川内市及び関係周辺市町で策定や修正を行った地域防災計画原子力災害対策編に基づき、住民の協力を得て、国、事業者等と連携して総合的な訓練を実施し、原子力防災対策に係る関係機関相互の連携強化や地域住民の防災意識の向上を図る。

また、訓練での教訓を踏まえて、避難計画の見直しを行うなど、原子力防災対策の充実・強化を図る。

2 主催

鹿児島県、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、内閣府

※ 国の原子力総合防災訓練と合同で実施

3 実施場所

鹿児島県(県災害対策本部室)、県原子力防災センター(オフサイトセンター)、県消防学校(代替オフサイトセンター)、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、霧島市、南さつま市、熊本県芦北町、九州電力(株)川内原子力発電所 等

4 日時

令和7年2月14日(金) 14時00分～18時15分

2月15日(土) 8時30分～17時30分

2月16日(日) 8時30分～17時00分

5 訓練対象施設

九州電力(株)川内原子力発電所1号機、2号機

6 参加機関

内閣府、原子力規制委員会(原子力規制庁、川内原子力規制事務所)、国土交通省(九州地方整備局、九州地方整備局鹿児島国道事務所、九州地方整備局川内川河川事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局)、九州管区警察局鹿児島県情報通信部、陸上自衛隊(西部方面総監部、西部方面システム通信群、西部方面航空隊、第8師団司令部、第12普通科連隊、第42即応機動連隊、第43普通科連隊、第24普通科連隊、第8高射特科大隊、第8施設大隊、第8通信大隊、第8特殊武器防護隊)、海上自衛隊(佐世保地方総監部、佐世保警備隊、第1航空群)、航空自衛隊(西部航空方面隊司令部、航空救難団新田原救難隊、航空救難団春日ヘリコプター空輸隊)、自衛隊鹿児島地方協力本部、海上保安庁(第十管区海上保安本部、鹿児島海上保安部、串木野海上保安部、鹿児島航空基地)、気象庁(福岡管区気象台、鹿児島地方気象台)、九州総合通信局、J R九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道株式会社、N T T西日本鹿児島支社、K D D I株式会社、株式会社N T Tドコモ、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所、九州電力株式会社、日本原子力研究開発機構、株式会社T A N A K A、荒木商事株式会社、若松石油株式会社、株式会社千代田テクノル、済生会川内病院、長崎大学、鹿児島大学病院、川内市医師会立市民病院、出水総合医療センター、卓翔会記念病院、若松記念病院、加治木温泉病院、中央病院、日本赤十字社長崎原爆病院、ファミリーH P薩摩、お多麻さんの家、わかまつ園、

鹿野苑、鹿児島自然学園、ときわの家、ゆくさ白浜、ディライト、第二コスモス、たらちね学園、シルバーライフちらん、川内なづな園、亀山苑、串木野中学校、伊集院小学校、飯牟礼小学校、伊集院中学校、日吉学園、鶴川内小学校、鶴丸小学校、伊作田小学校、湯田小学校、上市来小学校、美山小学校、土橋小学校、伊集院北小学校、妙円寺小学校、東市来小学校、伊集院北中学校、土橋中学校、祁答院中学校、可愛小学校、江内小学校、江内中学校、出水高等学校、串木野高等学校、川内商工高等学校、山下小学校、西目小学校、市来保育園、浜ヶ城保育園、高江こども園、水引こども園、ナーサリールームohana、(公社)鹿児島県薬剤師会、(公社)鹿児島県診療放射線技師会、鹿児島県無線漁業協同組合、川内市漁業協同組合、北さつま漁業協同組合、(公社)鹿児島県バス協会、(一社)鹿児島県タクシー協会、(公社)鹿児島県トラック協会、日本地下石油備蓄(株)、報道機関(日本放送協会鹿児島放送局、株式会社南日本放送、鹿児島テレビ放送株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島読売テレビ、南日本新聞社、西日本新聞社鹿児島支局、日本経済新聞社鹿児島支局、読売新聞社鹿児島支局、毎日新聞社鹿児島支局、朝日新聞社鹿児島総局、南海日日新聞社鹿児島総局、共同通信社鹿児島支局、時事通信社鹿児島支局、株式会社エフエム鹿児島、FMさつませんだい、鹿児島シティエフエム)、熊本県、宮崎県、薩摩川内市消防局、いちき串木野市消防本部、阿久根地区消防組合、鹿児島市消防局、出水市消防本部、日置市消防本部、姶良市消防本部、さつま町消防本部、薩摩川内市消防団、いちき串木野市消防団、阿久根市消防団、鹿児島市消防団、出水市消防団、日置市消防団、姶良市消防団、さつま町消防団、長島町消防団、鹿児島県警察本部、薩摩川内警察署、いちき串木野警察署、阿久根警察署、鹿児島西警察署、出水警察署、日置警察署、姶良警察署、さつま警察署、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市教育委員会、いちき串木野市教育委員会、阿久根市教育委員会、鹿児島市教育委員会、出水市教育委員会、日置市教育委員会、姶良市教育委員会、さつま町教育委員会、長島町教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、枕崎市、指宿市、垂水市、曾於市、霧島市、南さつま市、南九州市、伊佐市、湧水町、熊本県水俣市、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、その他県内全市町村、鹿児島県

7 訓練想定

薩摩半島西方沖を震源とする最大震度7の地震が発生し、定格熱出力一定運転中の九州電力(株)川内原子力発電所1号機及び2号機の原子炉が自動停止するとともに、外部電源が喪失する。

1号機については、地震と同時に1次冷却材系統からの漏えいが発生する。その後、1次冷却材系統からの漏えい量が増加し、非常用炉心冷却装置が作動するものの、一部設備の故障により、施設敷地緊急事態となる。

さらに、設備の故障が続き、非常用炉心冷却装置による全ての注水が不能となり、全面緊急事態に至る。

なお、2号機については、非常用電源設備から交流動力電源を供給し、原子炉の冷却が継続される。

事故の進展に応じ、県、薩摩川内市、関係周辺市町及び関係機関は国と連携して、地域防災計画原子力災害対策編に基づく諸対策を実施する。

8 訓練種目及び内容

| 番号 | 訓練種目名 | 訓練内容 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 災害対策本部等設置・運営訓練 | 県及び関係市町の災害対策本部の設置、会議の運営、各種対策の検討等、国・関係市町とのTV会議の実施 |
| 2 | 現地災害対策本部設置・運営訓練 | 現地災害対策本部の設置、会議の運営、応急対策の実施等 |
| 3 | オフサイトセンター参集・運営訓練 | オフサイトセンターの立ち上げ・運営、現地事故対策連絡会議・原子力災害合同対策協議会への参画 |
| 4 | 要員搬送訓練 | 県現地災害対策本部要員の搬送 |
| 5 | 緊急時通信連絡訓練 | 異常事象等の通報、関係機関間の通信連絡、災害対策本部等への映像伝送 |
| 6 | 緊急時モニタリング訓練 | 緊急時モニタリングセンターの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、測定結果の収集及び評価等 |
| 7 | 避難退域時検査・原子力災害医療措置訓練 | 関係機関との連携による避難退域時検査の準備・実施、簡易除染、車両除染、安定ヨウ素剤の配布、原子力災害拠点病院等との連携による被ばく傷病者対応等 |
| 8 | 住民等に対する広報訓練 | 広報車、警察車両、防災行政無線、緊急速報メール、自治体ホームページ掲載、原子力防災アプリ等による住民・一時滞在者等への情報伝達、外国語を用いた情報伝達等 |
| 9 | 避難・避難誘導、屋内退避訓練 | 関係機関との連携による住民等の避難、避難誘導、山間部住民の避難支援、倒壊家屋からの救出、道路損壊時を想定した火災消火、通信障害解消のための移動基地局車等の設置、代替経路による避難、代替避難先への避難、学校等における情報連絡・保護者への引渡し等 屋内退避、屋内退避の広報、家屋倒壊等を想定した避難所等での屋内退避、屋内退避を想定した応急給水、放射線防護施設の運営訓練 |
| 10 | 避難所等設置訓練 | 避難受入の初動対応、避難所の開設・運営、関係機関との連携による備蓄物資の搬送等 |
| 11 | 原子力災害時住民避難支援・円滑化システム活用訓練 | 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを活用した住民防護対策の実施、一時集合場所等での受付、避難退域時検査での通過証の発行等 |
| 12 | 避難施設等調整システム活用訓練 | 原子力防災・避難施設等調整システムを活用し、関係機関との連携による避難先等の調整 |
| 13 | 警戒警備・交通規制訓練 | 警察による交通誘導、緊急事態応急対策実施区域等における警戒警備、交通規制等 |
| 14 | 海上警戒警備・交通規制訓練 | 海上モニタリング支援、海上の警戒警備、船舶等に対する避難広報等 |
| 15 | 自衛隊緊急派遣訓練 | 要員派遣、被災状況確認、避難住民の搬送支援、山間部住民の避難支援、道路啓開、応急架橋、避難退域時検査の支援、車両除染等 |
| 16 | 発電所における事故拡大防止訓練 | 事故収束訓練、通報連絡訓練等 |

9 訓練評価

訓練の評価を外部委託により実施する。

また、避難訓練参加住民を中心とする訓練参加者に対してアンケートを実施する。

10 訓練の中止

災害の発生又は災害の発生のおそれがあり、その対策を講じる必要があると判断されたときは、訓練を中止することがある。

1 災害対策本部等設置・運営訓練

1 目的

緊急時における国、県及び関係市町の防災業務関係者の応急活動体制及び指揮系統の確立を図るため、災害対策本部等の設置・運営訓練を実施する。

2 参加機関

内閣府、原子力規制委員会、鹿児島県警察本部、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（自衛隊、海上保安庁、鹿児島地方気象台、九州電力株式会社等）

3 訓練内容

(1) 鹿児島県

- ア 原子力発電所所在市である薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合や、九州電力株式会社から警戒事態該当事象の発生連絡を受けたときに、防災活動の強力な推進を行うとともに、関係機関が情報の伝達及び県の取るべき措置等について協議するため、知事を本部長とする災害対策本部を設置・運営する（県災害対策本部室）。
- イ 国、オフサイトセンター、関係市町との間でテレビ会議システムを活用し、情報共有や連絡等を行う。
- ウ 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを活用した住民防護対策の実施、関係機関を含めた避難車両配車システムによる配車、原子力防災アプリを活用した情報通知等を行う。

(2) 薩摩川内市及び関係周辺市町

- 原子力発電所所在市である薩摩川内市において、震度6弱以上の地震が発生した場合や、九州電力株式会社から警戒事態該当事象の発生連絡を受けたときに、関係機関が情報の伝達及び市町の取るべき措置等について協議するため、市役所及び町役場に首長を本部長とする災害対策本部を設置・運営する。

2 現地災害対策本部設置・運営訓練

1 目的

被災現地等と災害対策本部との間の連絡調整、被災現地における応急対策を迅速に実施するため現地災害対策本部の設置・運営訓練を実施する。

2 訓練場所

オフサイトセンター（薩摩川内市神田町1番3号）

3 参加機関

鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（自衛隊等）

4 訓練内容

- (1) 被災現地と災害対策本部との間の連絡調整、被災現地における応急対策を迅速に実施するため副知事を本部長とする現地災害対策本部を設置・運営する。
- (2) 各機能チーム（総括・広報チーム、環境放射線チーム、医療チーム、住民安全チーム、警察チーム、産業経済チーム、運営支援チーム）の運営を行う。
- (3) 各機能チームの活動状況や防護措置に関する状況の共有等を行うため、県現地災害対策本部会議を開催する。
- (4) 原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを活用した住民防護対策の実施、関係機関を含めた避難車両配車システムによる配車を実施する。

3 オフサイトセンター参集・運営訓練

1 目的

オフサイトセンターの参集要員に対し、緊急時通信連絡訓練を実施するとともに、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会（以下「原子力災害合同対策協議会等」という。）の運営に参画し、緊急事態応急対策の確立を図る。

2 参加機関

内閣府、原子力規制委員会、気象庁（福岡管区気象台、鹿児島地方気象台）、九州電力株式会社、株式会社TANAKA、関係消防本部、鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、鹿児島県、その他関係機関（自衛隊、海上保安庁等）

3 訓練内容

(1) オフサイトセンター立ち上げ訓練

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官（川内原子力規制事務所）は原子力緊急事態等現地対応マニュアル（川内版）に基づき、立ち上げ要員に向けたメールの発信、受信確認を行う。

また、参集した立ち上げ要員と連携して、テレビ会議システム等の設備の起動等、オフサイトセンターの立ち上げ手順の確認を行う。

(2) オフサイトセンター参集訓練

オフサイトセンターに国、県、関係市町及びその他関係機関から、あらかじめ定められた要員が参集し体制を構築する。

(3) 原子力災害合同対策協議会等運営訓練

ア 原子力災害合同対策協議会等への参画

国、自治体、事業者等が相互に情報共有するため、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会の全体会議に参画する。また、オフサイトセンター、県災害対策本部、関係市町との間でテレビ会議システムを通じて情報共有を行う。

イ 各機能班への参画

原子力災害合同対策協議会の運営をサポートするため国、自治体、事業者等から構成された各機能班（総括班、広報班、放射線班、医療班、住民安全班、実動対処班、運営支援班、プラントチーム）に参画する。

ウ 防護措置の実施資料の作成

国及び県は、相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じた防護措置の実施資料を作成する。

また、原子力災害時住民避難支援・円滑化システムを活用した住民防護対策を実施する。

(4) 代替オフサイトセンター（消防学校）立ち上げ訓練

ア オフサイトセンター運営支援班と消防学校の間で、受入準備に関する連絡を行う。

イ 消防学校が、テレビ会議システムや放射線防護対策装置等の設備の起動等、オフサイトセンター移転に伴う受入準備を行う。

(5) 非常用発電機への燃料供給訓練

商用電源が長期間供給されないことを想定し、非常用発電機に燃料を供給する。

(6) 放射性防護設備の稼働訓練

オフサイトセンターの放射線防護設備を稼働し、同施設の気密確認、陽圧状況確認等を実施する。

4 要員搬送訓練

1 目的

県現地災害対策本部長（副知事）等の要員について、県消防・防災ヘリコプターを使用して現地への迅速な搬送を実施する。

2 参加機関

陸上自衛隊、鹿児島県

3 訓練内容

県要員派遣

副知事をはじめとする県現地災害対策本部の要員を、県庁から公用車でマリンポートかごしまへ搬送し、マリンポートかごしまヘリポートから県消防・防災ヘリコプターで、陸上自衛隊川内駐屯地へ搬送した後、公用車でオフサイトセンターへ搬送する。

5 緊急時通信連絡訓練

1 目的

緊急時の関係機関相互の通信連絡体制の確立と防災業務関係者の習熟を図る。

2 参加機関

内閣府、原子力規制委員会（川内原子力規制事務所）、国土交通省（九州地方整備局、九州地方整備局鹿児島国道事務所、九州地方整備局川内川河川事務所、九州運輸局鹿児島運輸支局）、九州管区警察局鹿児島県情報通信部、陸上自衛隊（西部方面システム通信群、西部方面航空隊、第12普通科連隊）、海上自衛隊（佐世保地方総監部、第1航空群）、航空自衛隊（西部航空方面隊司令部）、自衛隊鹿児島地方協力本部、海上保安庁（第十管区海上保安本部、鹿児島海上保安部、串木野海上保安部、鹿児島航空基地）、鹿児島地方気象台、J R九州鹿児島支社、肥薩おれんじ鉄道株式会社、NTT西日本鹿児島支社、九州電力株式会社、済生会川内病院、長崎大学、鹿児島大学病院、鹿児島県無線漁業協同組合、川内市漁業協同組合、（公社）鹿児島県バス協会、（一社）鹿児島県タクシー協会、（公社）鹿児島県トラック協会、日本地下石油備蓄（株）、報道機関、熊本県、宮崎県、薩摩川内市消防局、いちき串木野市消防本部、阿久根地区消防組合、鹿児島市消防局、出水市消防本部、日置市消防本部、姶良市消防本部、さつま町消防本部、薩摩川内市消防団、いちき串木野市消防団、阿久根市消防団、鹿児島市消防団、出水市消防団、日置市消防団、姶良市消防団、さつま町消防団、長島町消防団、鹿児島県警察本部（関係警察署を含む）、鹿児島県教育委員会、薩摩川内市教育委員会、いちき串木野市教育委員会、阿久根市教育委員会、鹿児島市教育委員会、出水市教育委員会、日置市教育委員会、姶良市教育委員会、さつま町教育委員会、長島町教育委員会、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、姶良市、さつま町、長島町、枕崎市、指宿市、垂水市、曾於市、霧島市、南さつま市、南九州市、伊佐市、湧水町、熊本県水俣市、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、その他県内全市町村、鹿児島県

3 訓練内容

川内原子力発電所の事故に対し、防災関係機関が連携を図り、迅速かつ的確な応急対策を実施するために、関係機関相互の通信連絡訓練を行う。

通報には、専用回線、災害優先回線、一般回線、防災行政無線、電子メール、FAX等を使用する。

九州電力（株）川内原子力発電所は、プラントの事象進展、被害状況等を把握し、警戒事態該当事象、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文の作成を実施するとともに、社内外関係機関へのFAX等による一斉送信、着信確認等を行う。

関係機関の防護対策活動及び住民の避難状況等を陸上自衛隊、県警察、海上保安庁ヘリコプターによるヘリコプター映像伝送システム、海上保安庁巡視船による映像伝送システム、海上保安本部及び九州地方整備局の光ファイバーネットワーク、九州管区警察局鹿児島県情報通信部のモバイル伝送、薩摩川内市消防局のドローン等を活用し、県災害対策本部及びオフサイトセンター等へ映像を伝送する。